

BEPS 行動計画 2

ハイブリッド・ミスマッチに係る取決めの効果の無効化
～その中国における対応、日本における対応、
日中間取引における注意点～

December 2015



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2015 年 1 月時点で、世界 73 ヶ国に業務を展開し、15,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

BEPS 行動計画 2 :

ハイブリッド・ミスマッチに係る取決めの効果の無効化

行動計画2は、金融商品や事業体に対する複数国間における税務上の取扱いの差異（ハイブリッド・ミスマッチ）を利用した意図的な税負担軽減について、その効果を無効化することを目的としています。

行動計画2については、2014年3月24日にディスカッションドラフトが公表され、その後、パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、同年9月16日に報告書がその他の6項目と共にBEPS第一次提言として発表され、その後、本年10月5日に最終報告書が発表されています。

今回はこの行動計画 2 について、解説を行っていきます。

I. ハイブリッド・ミスマッチ

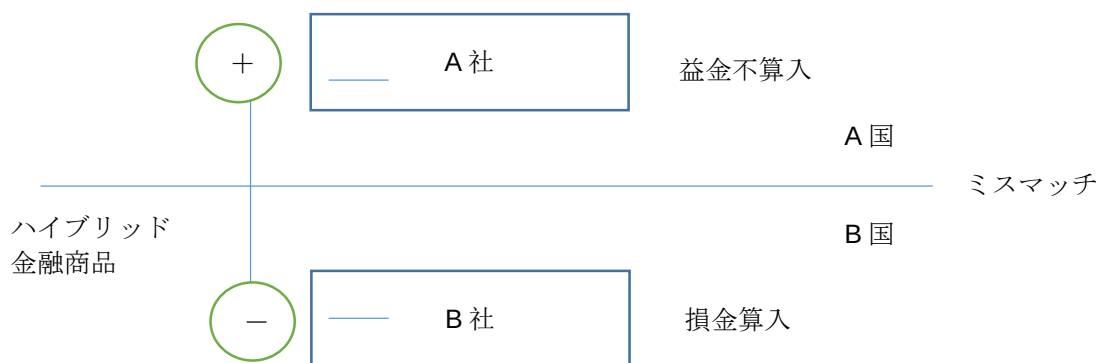
ハイブリッド・ミスマッチとは、例えばオーストラリア子会社からの優先株式配当やブラジル子会社からの利子配当等を日本親会社が受領する場合のように、支払側の企業において損金算入が認められる一方で受領側親会社においては益金算入がなされないといった状況であり、これにより企業はグループ全体での税負担を低減することが可能となります。

これには、上述のようなD/NI(Deduction/No Inclusion)と呼ばれる支払者側では損金算入可能な支払いが受領者側あるいは関連投資者側で益金に計上されない取引と、DD(Double Deduction)と呼ばれる同一の支払いについて複数の国または地域で損金算入される取引に大きく区分されます。

また、より具体的には、以下のような取引が含まれるといわれています。

(1) ハイブリッド金融商品（レポ取引等のハイブリッド譲渡を含む）

支払者がその支払を損金算入として扱い、受取者はそれを免税の収入として扱う取引。



(2) リバースハイブリッド事業体

受取者が設立国においては課税上パススルーとみなされるが、投資者の所在国においてはパススルーとはみなされない取引。

(3) ハイブリッド事業体への支払

支払者がその親会社または投資者の所在国の法律の下では課税上パススルーとみなされるが、自らの所在国においてはパススルーとはみなされない取引。

(4) 二重居住性のある事業体

二重居住者のある事業体による支払取引。

(5) ハイブリッド・ミスマッチの輸入

ハイブリッド金融商品と一般の貸付け等を組み合わせることにより、第三国の居住者を含めた取引においてD/NIの状況を生じさせることにより、ミスマッチ効果を第三国に“輸入”する取引。

尚、ハイブリッド・ミスマッチの多くは米国におけるチェックザボックスルール（注1）によるものといわれ、多国籍企業にハイブリッド事業体（米国以外において独立の課税主体と捉えられる一方で米国においては他の課税主体と一体と捉えられる事業体）を認めることにより、各種の租税スキームの適用を可能としています。米国政府は、このチェックザボックスルールの適用により、米国自体も10億ドルの税収を失っているものとして改正に動いたものの、企業団体からの強い反発により結果的にその改正は行われませんでした。

II. 行動計画2における提言

ハイブリッド・ミスマッチに対処する提言は大きく分けて3種類盛り込まれています。1つ目は、二重非課税または長期課税繰延に繋がるアレンジメントに対処するための国内法のルールに対する各種提言です。そして、2つ目は、租税条約の特典を受けることを目的とした二重居住性のある事業体や導管制のある事業体の利用に関して、OECDモデル租税条約を改正して対処することを目指す種々の提言です。最後に、3つ目は国内法に関する提言とOECDモデル租税条約の各規程の間の相互関係に対処することを求める各種提言です。

III. 日中における対応・今後の日中間取引について

OECDでは、さらに議論を継続し、ハイブリッド規制資本の取扱い、レポ取引、CFC税制との調整、国内法の見直し等についても提言を行うものとしており、これらの提言がなされることを見越して、OECDおよびG20メンバー各国は既に自国の税制の改正または見直しを実施しています。日本および中国における対応、そして日中間取引における注意点については、以下の通りとなっています。

(1) 日本における対応

日本では、一般的に利用されるハイブリッド・ミスマッチはほとんどないものと考えられるものの、モデル租税条約の改定を通じて、居住者等の定義において二重居住性のある事業体への対応がなされるとともに、平成28年4月1日以降開始事業年度より、外国子会社配当益金不算入の対象となる配当から、外国子会社において損金算入されている配当については制度の適用対象外とされ、これに対応する外国源泉税等の額を外国税額控除の対象とするものとなっています。

(2) 中国における対応

中国においては、国際資本の流入及び流出が管理されており、外貨管理上も資本項目取引に制限が設けられていることから、日本同様、国際的なハイブリッド・ミスマッチによる大きな影響はないものと考えられ、部分的に中国において控除可能な対外支払いに係る取扱い及び二重居住性のある事業体への対応がなされる可能性があるものと予想されています。

(3) 日中間取引における今後の留意点

以上の内容を踏まえ、今後の日中間取引においては、以下のような影響が予想されています。

① 日本企業の国際M&Aにおける影響

日中間のビジネスだけを見た場合には、BEPS行動計画2における影響はほとんどないものといえます。但し、従来、日本企業が海外買収を行った場合に、今までは税務上認められていた取引について、親会社が日本企業となることで認められなくなる（例えば上述のチェックザボックスルールの適用がなくなる）ことにより、突如税負担が増加し、当初想定していた利益水準に及ばなくなるといった国際競争に

おける足かせはなくなるものといえ、各国企業の税制面での足並みが揃うという影響が大きいものといえます。

②日本企業の国際競争力への影響

今回のBEPS行動計画発表を発端として、これらのハイブリッド・ミスマッチの適用関係が調整されることは、従来、日本における比較的厳しい税制の適用を受けることにより、国際的にみて高い税負担を強いられてきた日本企業にとっては、国際競争において欧米の税負担軽減スキームを適用してきた企業との間で同様の競争土台に立てることになり望ましいことと考えられます。

（注1）米国企業が海外に持つ拠点の税務上の扱いを、法人（課税主体）にするか支店またはパートナーシップ（パススルー（構成員）課税）にするかを企業自らが選べる米財務省規則の通称。

以上

この記事は三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,

200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

佐藤 尚吾 Sato Shogo

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. shogo.sato@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

Japan Desk BEIJING OFFICE

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)10 8429 8078

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

901 City champ Building

No.12 Tai Yang Gong Zhong Lu, Chao Yang District,
100028, Beijing, China

Tel. +86 (0)10 8429 8078

Fax. +86 (0)10 8429 8081

More informations on
www.mazars.cn